

仕 様 書

1. 業務名称 二地域居住推進事業の体制構築業務

2. 業務場所 北栄町内及びオンライン

3. 業務期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

4. 業務目的

北栄町では人口減少や少子高齢化が進んでおり、地域や産業の担い手の確保が課題となっている。移住者の獲得にむけた競争も全国で激化するなか、本町では都市部人材など関係人口との協働により町の活性化の取り組みを進めてきた。

本町には、観光資源や、農産物など自然からの恵みの豊かさといった強みがあり、道の駅ほうじょう、山陰道などの令和7年度からの大型プロジェクトの進展により、さらなる来訪者の増加が期待される。

本町では、二地域居住者と住民の協働（つながり、まなび、実践）をさらに進め、双方の満足度の向上と地域の価値の最大化を通して、持続可能なまちづくりを目指している。

二地域居住を推進していく上で基本となる特定居住促進計画を現在作成している。本業務は、その特定居住促進計画に沿った運営や推進をしていくなかで必要な、二地域居住推進事業での伴走支援や体制構築を目的とする。

5. 業務内容

（1）二地域居住推進戦略作成支援

- ・北栄町の二地域居住推進における戦略等を定例で打合せ（現地またはオンライン）

（2）二地域居住推進体制構築支援

- ・（1）にて作成した戦略等に基づく個別関係者と打合せや体制構築に向けた会議の運営支援の実施

（3）二地域居住推進活動推進支援

- ・二地域居住推進における事業者の活動支援の実施。プロジェクトやイベント等の伴走支援。

6. 業務完了時の提出書類

（1）業務完了届

（2）その他、町長が必要と認める書類

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、事前に書面での承認なしに、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施にあたって知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、本町に帰属するものとし、本町は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本町は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用することとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施にあたって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施にあたって得た個人情報については、北栄町個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 1 日北栄町条例第 14 号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。